

【ベトナム】ベトナム、著作権等に関する知的財産法の施行に伴う措置に関する規則について

2023年6月6日
ジェトロ・バンコク事務所

事務局より、ベトナム、著作権等に関する知的財産法の施行に伴う措置に関する規則についてのお知らせです。

今年初めに施行された新知的財産法の実施を導くため、政府は著作権および著作隣接権に関する知的財産法を実施するための諸条文と措置を詳述した政令第 17/2023/ND-CP 号 (Decree No. 17/2023/ND-CP detailing a number of articles and measures to implement the Intellectual Property Law on copyright and related rights) を発行した。

同政令は、著作権および著作隣接権によって保護される作品の種類、侵害とみなされない作品利用の例外、保護登録の指示、集団代表組織、コンサルティングおよびサービス組織の活動、侵害の検査および処理、輸出入商品の管理、仲介サービス提供者の責任について規定している。

この政令の注目すべき新しい点の 1 つは、著作権制限、著作隣接権制限の場合、著作物、レコード、ビデオ録画を放送する際の使用料率など、使用料に関する詳細な規定である。権利者のロイヤリティの割合は、地域（都市型）、テレビ番組のチャンネルの種類（中央局、地方局、基幹放送、非基幹放送）により異なる。これらのコンテンツは、特にライセンス交渉やロイヤリティの徴収および分配など、運用上の問題解決に貢献することが期待される。

情報公開日

2023年5月11日

URL 等

https://khoahocphattrien.vn/tin-tuc/quy-dinh-bien-phap-thi-hanh-luat-so-huu-tri-tue-ve-quyen-tac-gia-quyen-lien-quan/20230511102837701p1c882.htm?fbclid=IwAR307bFPegboy7K1oS1RSjs3mnSQOAJR91Iz_BBIFaynOsv0_QTfZ7DOBIM

以上

本内容は、日本貿易振興機構が独自に入手している情報に基づくものであり、その後の状況などによって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは当該機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことを予めお断りします。